

入第 六 號
案 起
昭和十四年一月十三日
上申 昭和 年 月 日
決定 昭和十四年一月十四日
施行
昭和十四年一月十四日

局長  書記官   

年 月 日

内閣東北局長
内閣總理大臣宛

左記ノ通及令方御取計相成度

内務省土木局長 披問 茂

(日本書紀)
孝文

(七一)

(冬通)

秋田縣知事

沼田幸男

内閣東北局参興被仰付

14.1.13
第 五 号

内閣
東北局
人
第
五
号

内閣第七八號

昭和十四年一月十二日

内閣書記官長 田邊 治通



内閣東北局長 宇都宮 孝平 殿

通 知

左記ノ者ノ願書ノ職員ハ本月十一日厚生省體力局長ニ轉任ニ因リ自然消滅ト相成候右爲念

記

元秋田縣知事 佐々木 芳遠

内閣東北局參與

裏面白紙



内閣東北局 第五号

内閣閣第七八號

昭和十四年一月十二日

内閣書記官長 田邊 治通



内閣東北局長 宇都宮 孝平 殿

通知

左記ノ者ノ頭書ノ職員ハ本月十一日内務省警保局長ニ轉任ニ因リ自然消滅ト相成候右爲念

記

元内務省土木局長 安藤 狂四郎

内閣東北局參與

裏面白紙

内閣東人第六號

昭和十四年一月十四日

内閣東北局長 宇都宮 幸平

内閣總理大臣 男爵 平沼 騏一郎 殿

内 申

左記ノ通發令方御取計相成度

記

(各 通)

内務省土木局長 挾 間 茂

秋田縣知事 留 岡 幸 男

内閣東北局參與被仰付

内閣

裏面白紙